



2021年度

扶養認定基準研究会

活動報告

2022年6月23日

扶養研参加メンバー

48健保 58名

リーダー	プレス工業	日本ゼオン	麒麟ビール
サブリーダー	日本アイ・ビー・エム	シーイーシー	カシオ
サブリーダー	ジャックス	資生堂	ソニー
サブリーダー	ファイザー	コニカミノルタ	第一三共グループ
サブリーダー	三菱ケミカル	ソニー	ヤマトグループ
サブリーダー	ノバルティス	トランス・コスモス	ヤマトグループ
サブリーダー	パナソニック	ヤマトグループ	博報堂
運営委員	ニコン	丸井	トータルビューティー
運営委員	ヤマハ	鷺宮	サッポロビール
担当理事	野村證券	日本航空	日産自動車
担当理事	SGホールディングスグループ	富士フイルムグループ	日本郵船
	ディスコ	TDK	トラスコ中山
	野村證券	FR	日本マクドナルド
	山崎製パン	FR	第一三共グループ
	プレス工業	栗田	ニチレイ
	太陽生命	富士フイルムグループ	協和麒麟
	ブリヂストン	ファイザー	東京ガス
	小松製作所	ボッシュ	日本ゼオン
	大和証券グループ	C&Rグループ	
	イオン	azbilグループ	

2021年度研究会活動実績

月	テーマ	内容
5月	夫婦共同扶養疑義集約	健保連からの依頼により「夫婦共同扶養通知」に関する扶養研メンバーの意見を集約し報告→8月のQAに反映される
7月	研究会	コロナによる被扶養者の収入特例について解説及び意見交換会
10月	法改正及び通知の解説	健保連による説明会の実施 1、夫婦共同扶養QA通知 2、被保険者証の直接送付 3、任継標準報酬月額の改正 4、傷病手当金、短時間就労者特例、育児休業保険料免除
2月	健保連事務共同化	検認等健保連との意見交換会
3月	研究会（全6回）	分科会形式での研究会開催

夫婦共同扶養疑義集約

扶養研疑義	
国保加入者の収入判定	国保加入者に対し所得認定の際、青色申告の控除や減価償却等の税法上の経費を一律に認めるとのことか？
	QA14にて回答が示される 通常の扶養認定の際に認めている直接的経費で計算し所得税法上の経費をそのまま認めることにはならない
被扶養者の帰属	育休取得中は扶養異動しないため誕生した子とすでに認定されている扶養者と別々の保険者に帰属することは良いのか？
	QA19にて示される 本特例により認められる

全体で51個の疑義を健保連へ送付 → QAに12個取り上げられた

2021年度研究会活動実績

月	テーマ	内容
5月	夫婦共同扶養疑義集約	健保連からの依頼により「夫婦共同扶養通知」に関する扶養研メンバーの意見を集約し報告→8月のQAに反映される
7月	研究会	コロナによる被扶養者の収入特例について解説及び意見交換会
10月	法改正及び通知の解説	健保連による説明会の実施 1、夫婦共同扶養QA通知 2、被保険者証の直接送付 3、任継標準報酬月額改正 4、傷病手当金、短時間就労者特例、育児休業保険料免除
2月	健保連事務共同化	検認等健保連との意見交換会
3月	研究会（全6回）	分科会形式での研究会開催

法令通知等に定める被扶養者の収入にかかる要件・1

◆健康保険法第3条第7項各号

被扶養者の要件「主たる生計維持関係」を定めている

「主としてその被保険者により生計を維持するもの」
(被保険者が主として生活を経済的に支えている人)

◆収入がある者についての被扶養者の認定について

(昭和52年4月6日 保発第9号)

被扶養者・認定対象者に収入がある場合の
「主たる生計維持関係」があると認められる年間収入金額の範囲を定めたもの

・同居の場合

「認定対象者の年間収入が130万円未満」

かつ「被保険者の年間収入の1/2未満」

・別居の場合

「認定対象者の年間収入が130万円未満」

かつ「被保険者からの援助に依る収入額より少ない」

※認定対象者が60歳以上又は「概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者」
の場合は「130万円」を「180万円」に読み替え

令和2年4月10日事務連絡(3及び4の留意点)

- 3 今後1年間の収入を見込む際には、例えば、**認定時(前回の確認時)には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3ヶ月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合**であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、**総合的に将来収入の見込みを判断すること。**
- 4 確認に当たり、被扶養者認定を受けている方の過去1年間の収入が、**昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、結果的に130万円以上となった場合**においても、原則として、被扶養者認定を遡って取り消さないこと。

「認定時(前回の確認時)には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加」

「昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇」

→新型コロナウイルス感染症への対応には限定されない(他の事情での一時的な収入増も対象)

雇用契約の変更・勤務先の増加等、明らかな収入増の契機があった場合には適用されない
(収入増の事実発生日にさかのぼって被扶養者削除する)

例)・雇用契約を変更して勤務時間や時給・手当等が増加し、

変更後の雇用契約をもとに推計した年収が130万円(or180万円)以上と判断される

→雇用契約の変更日(変更後の契約の適用開始日)にさかのぼって被扶養者削除

・勤務先が2か所に増え、それぞれの雇用契約をもとに推計した年収の合計が130万円
(or180万円)以上と判断される

→2か所目の勤務先の雇用契約開始日にさかのぼって被扶養者削除

令和3年6月4日通知(要約)

■通知要旨■

医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入は
「収入」に算定しない

●対象者

ワクチン接種業務に従事する医療職

(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、
臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士)

●対象となる収入

令和3年4月から令和4年2月末までのワクチン接種業務に対する賃金

●確認のための証明書類(被保険者から健保組合に提出)

ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主(市(区)町村、医療機関等)から発行された
ワクチン接種業務に従事したこと及びワクチン接種業務による収入額を証する書類

※書類の添付を不要とすることも可

2021年度研究会活動実績

月	テーマ	内容
5月	夫婦共同扶養疑義集約	健保連からの依頼により「夫婦共同扶養通知」に関する扶養研メンバーの意見を集約し報告→8月のQAに反映される
7月	研究会	コロナによる被扶養者の収入特例について解説及び意見交換会
10月	法改正及び通知の解説	健保連による説明会の実施 1、夫婦共同扶養QA通知 2、被保険者証の直接送付 3、任継標準報酬月額改正 4、傷病手当金、短時間就労者特例、育児休業保険料免除
2月	健保連事務共同化	検認等健保連との意見交換会
3月	研究会（全6回）	分科会形式での研究会開催

改正の趣旨

健康保険制度における被保険者証等については、保険者から事業主に送付し、事業主から被保険者に交付すること等が義務付けられているが、テレワークの普及等に対応した柔軟な事務手続を可能とするため、保険者が支障がないと認めるときは、保険者から被保険者に対して被保険者証等を直接交付すること等が可能となるよう、所要の改正を行うもの。



改正の内容

- ① 被保険者証の**交付**について、保険者が支障がないと認めるときは、保険者が被保険者に直接送付することができることとする。
- ② 被保険者証の情報を**訂正**した場合における被保険者証の返付について、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しないこととする。
- ③ 被保険者証の**再交付**について、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しないこととする。
- ④ 被保険者証の**検認又は更新**等を行った場合における被保険者証の交付について、保険者が支障がないと認めるときは、保険者が被保険者に直接送付することができることとする。
- ⑤ 高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の交付方法等について、①～④に準じた改正を行う。

被保険者証等の直接送付実施規程（例）の提供について

1 規程の取扱い

- ・ 原則として全ての事業所又は一部の事業所の被保険者を対象に直接送付する場合、本規程を組合会で議決し制定する必要があります。
- ・ なお、やむを得ない事情等により個別に対応する場合は、財政（予算）及び事務運用に与える影響が極めて小さいと認められるのであれば、例外的に組合会の議決は不要です。

Q

テレワークの普及等に対応した事務の簡素化を図るため、被保険者証等の返納についても、事業主経由を省略してよいか。

A

省略できない。改正省令による改正後の健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「施行規則」という。）においても、被保険者が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、事業主は遅滞なく被保険者証を回収して保険者に返納しなければならないこととされている。

3 任継・傷手の制度改革

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

任意継続被保険者に関する事項

ア 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、保険者（全国健康保険協会及び健康保険組合をいう。）に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来するに至った日の翌日から、任意継続被保険者の資格を喪失するものとする。 （第38条関係）

Q

保険料の前納を行った任意継続被保険者（特定受給資格者等である任意継続被保険者を含む。以下同じ。）についても、任意の資格喪失が可能か。可能である場合、前納した保険料の扱いはどうなるのか。

A

保険料の前納を行った任意継続被保険者についても、任意の資格喪失が可能である。

また、健康保険法施行令第51条では、前納に係る期間の経過前において任意継続被保険者がその資格を喪失した場合、前納した保険料のうち未経過期間に係るものを還付することとしており、任意の資格喪失をした場合にも、同様の取扱いとなる。

任意継続被保険者の標準報酬月額については、第四十一条から第四十四条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額をもって、その者の標準報酬月額とする。

- 一 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
- 二 前年（一月から三月までの標準報酬月額については、前々年）の九月三十日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額（健康保険組合が当該平均した額の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額）を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

2 保険者が健康保険組合である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる額が同項第二号に掲げる額を超える任意継続被保険者について、規約で定めるところにより、同項第一号に掲げる額（当該健康保険組合が同項第二号に掲げる額を超え同項第一号に掲げる額未満の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額）をその者の標準報酬月額とすることができる。

2021年度研究会活動実績

月	テーマ	内容
5月	夫婦共同扶養疑義集約	健保連からの依頼により「夫婦共同扶養通知」に関する扶養研メンバーの意見を集約し報告→8月のQAに反映される
7月	研究会	コロナによる被扶養者の収入特例について解説及び意見交換会
10月	法改正及び通知の解説	健保連による説明会の実施 1、夫婦共同扶養QA通知 2、被保険者証の直接送付 3、任継標準報酬月額改正 4、傷病手当金、短時間就労者特例、育児休業保険料免除
2月	健保連事務共同化	検認等健保連との意見交換会
3月	研究会（全6回）	分科会形式での研究会開催

2021年度研究会活動実績

月	テーマ	内容
5月	夫婦共同扶養疑義集約	健保連からの依頼により「夫婦共同扶養通知」に関する扶養研メンバーの意見を集約し報告→8月のQAに反映される
7月	研究会	コロナによる被扶養者の収入特例について解説及び意見交換会
10月	法改正及び通知の解説	健保連による説明会の実施 1、夫婦共同扶養QA通知 2、被保険者証の直接送付 3、任継標準報酬月額改正 4、傷病手当金、短時間就労者特例、育児休業保険料免除
2月	健保連事務共同化	検認等健保連との意見交換会
3月	研究会（全6回）	分科会形式での研究会開催

【事務共同化】検討のコンセプトと試行的実施

● 検討のコンセプト

昨今、健保組合が行う事務は質・量ともに増大しており、マンパワー不足の問題が深刻であることから、保険者機能の維持・強化の観点から事務効率化の検討が必要である。

また、テレワーク環境の整備も含めて、事業継続体制の確保も各健保組合の課題となっており、事業継続体制の維持・強化の検討も必要である。

そのため、「**事務効率化**」と「**事業継続**」双方の観点から、各健保組合で実施している適用・給付等の基幹事務を複数の健保組合が共同で行う「**共同事務方式**」について検討する。

事務共同化は、標準化等による効率化により確保したマンパワーを、主に各健保組合の個性が最も発揮される保健事業に対して振り分けることを目的とするものであり、組合の規模に左右されず安定的に事務を遂行しながら、保険者機能を維持・強化することにより、健保組合のプレゼンスをより高めていくことを目的とするものである。

上記の目的が達成されることが「事務共同化」のゴールとなる。

【試行的実施の検討】

事務	難易度	性質	備考
取得・喪失	中	①	オン資における円滑な資格喪失のためにも、事務の集約より電子申請の利用促進を図るべき。
算定・月変・賞与	中	①	電子申請の義務化3届。事務の集約よりも電子申請の利用促進を図るべき。
扶養：認定	高	②	認定事務は組合による違いが最も大きいいため、集約にあたっては標準化が必要。
扶養：検認	高	③	検認の時期、方法は組合によって異なるが、共通する事務もあるため、部分的な対応も可能と考えられる。
産休・育休保険料免除	低	④	件数はあまり多くなく、審査の難易度も低いいため、効率化効果が期待できない。
二以上事業所勤務者	低	⑤	基幹システムの操作が出来ない場合、対応の幅が極めて狭くなるため、試行的実施には不向き。システム対応や制度改正等について検討を要する。

2021年度研究会活動実績

月	テーマ	内容
5月	夫婦共同扶養疑義集約	健保連からの依頼により「夫婦共同扶養通知」に関する扶養研メンバーの意見を集約し報告→8月のQAに反映される
7月	研究会	コロナによる被扶養者の収入特例について解説及び意見交換会
10月	法改正及び通知の解説	健保連による説明会の実施 1、夫婦共同扶養QA通知 2、被保険者証の直接送付 3、任継標準報酬月額の改正 4、傷病手当金、短時間就労者特例、育児休業保険料免除
2月	健保連事務共同化	検認等健保連との意見交換会
3月	研究会（全6回）	分科会形式での研究会開催

2022年度研究会

	内容
活動目的	法律で明確に規定されていない扶養認定について審査基準や方法などの情報共有を目的とする
活動テーマ	通知、事務連絡の改正（夫婦共同扶養通知など）、オンライン資格確認、中間サーバーなど健保組合を取り巻く環境の変化について理解を深める。また健保連との意見交換や提案、課題の共有など連携を取りながら進めていきます
開催方法	基本開催方法はZoom及びTeamsによるWeb形式 ※コロナ流行に配慮したハイブリット開催 ※分科会形式の少人数制意見交換会の実施
その他	メールによる業務相談（随時） ※今年度はWebによる相談を検討

ご清聴ありがとうございました

